

平成30年度

隨時監査（工事監査）
結果報告書

（平成31年1月執行分）

御殿場市監査委員

30 御監第314号
平成31年2月27日

御殿場市長 若林洋平様

御殿場市監査委員 鈴木 健
御殿場市監査委員 勝間田 博文

随時監査（工事監査）の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、随時監査（工事監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

随時監査（工事監査）結果報告書

第1 監査の対象

対象工事：平成30年度第47号 地域連携道路事業費補助事業
市道3697号線道路改良工事

第2 所管部局

都市建設部 道路河川課

第3 監査の期間

平成30年10月31日から平成31年2月26日まで
書類調査の日程：平成31年1月16日

第4 監査の方法

対象工事に係る計画、入札・契約、設計、積算、施工等が法令、条例、規則等に準拠し、また経済性、効率性、有効性の観点から適正に行われているかについて、工事関係書類を調査するとともに、担当課職員及び施工事業者の担当者から聴取を実施した。また、現地において施工状況が設計図書及び仕様書に適合しているか否かを主眼として調査を実施した。

なお実施にあたっては、公益社団法人大阪技術振興協会との工事監査に係る技術調査業務委託契約に基づき専門の技術士1名の派遣を求めた。

担当技術士：藤原 治

第5 監査の結果

技術士の技術調査結果に基づき概ね適正であると判断するが、特に留意が望まれる個々の事項については、適切な措置を講じられたい。

なお、技術士から報告された調査結果の概要は、後述のとおりである。

(注記)

- 1 指摘事項とは、法令、条例、規則等に違反している事項、又は経済性、効率性、有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表するものである。
- 2 指導事項とは、上記以外で軽微な誤りと認められる事項である。
- 3 調査所見は、技術士が行った工事監査に伴う技術調査結果に対する意見を抜粋して記載したものである。

第6 調査所見

1. 工事概要

- | | |
|--------------|---|
| 1) 工事場所 | 御殿場市 駒門 地内 |
| 2) 工事内容 | 施工延長 L=258.0m
車道幅員 W=7.0m
排水工 L=352.9m
車道舗装工 A=2349.0 m ² |
| 3) 入札方式 | 制限付き一般競争入札(御殿場市電子入札基準に基づく) |
| 4) 工事請負会社 | 株式会社 勝間田工業 |
| 5) 現場代理人 | 長田 巖 |
| 6) 主任技術者 | 長田 巖 1級土木施工管理技士(C141003890) |
| 7) 設計委託者 | 静岡コンサルタント 株式会社 |
| 8) 工事監理者 | 自主監理 |
| 9) 事業費 | (消費税含む)
設計金額 65,711,520 円
予定価格 65,711,520 円
請負金額 62,424,000 円
請負比率 94.997 % (対予定価格) |
| 10) 財源内訳 | (消費税含む)
国庫補助金 事業費 34,333,200 円 補助率 55%
起債・市費 事業費 28,090,800 円 補助率 45% |
| 11) 工事期間 | 平成30年8月27日～平成31年3月15日(201日) |
| 12) 工事進捗状況 | 計画 46% 実施 47%(平成30年12月末現在) |
| 13) 公告日 | 平成30年7月30日 |
| 14) 参加申請書受付日 | 平成30年7月30日～8月6日 |
| 15) 確認通知書発行日 | 平成30年8月7日～8月21日 |
| 16) 入札書受付日 | 平成30年8月21日～8月22日 |
| 17) 落札者決定日 | 平成30年8月23日 |
| 18) 契約年月日 | 平成30年8月24日 |
| 19) 履行保証 | 東日本建設業保証株式会社による契約保証
(保証金額6,242,400円) |
| 20) 前払保証 | 東日本建設業保証株式会社による前払金保証
(保証金額24,960,000円) |

2. 総合的所見

当該工事の提示された書類を調査し、疑問点を関係者に質問すると共に、当該工事の計画・設計・積算・契約・施工及び施工管理・検査等の各段階における技術的事項の実施状況について調査した。その結果、特に指摘する事項はなく全般に良好に工事が執行されているものと判断した。

なお、特に配慮して頂きたい事項については、以下の各項に示す通りで、適切に対応され、今後の施工に活かしていただきたい。

3. 工事における技術的調査事項

御殿場市駒門地区の国道246号は交通量が多く渋滞が激しい。東名高速道路上下線には別々に駒門PAが設置・運用されているが、スマートICはまだ設置されていない。

各駒門PAのスマートIC設置は、駒門周辺にある工業団地から東名高速道路までの時間短縮による企業活動・物流の効率化、御殿場市内の観光地・施設と東名高速道路へのアクセス性向上による観光振興及び地域の活性化、高次医療施設への搬送時間の短縮による救急・救命活動の迅速化の支援及び災害発生時の自衛隊の災害派遣に対して速やかに被災地に移動する経路を確保するとともに避難経路の多重化など、多面的な効果が期待されている。

当該工事は、東名高速道路の上下線各々に設置されている駒門PAのスマートIC設置による市道への接続工事の内の上り線工事である。運用形態はフルインター形式、利用方法は東京方面上り線へのINと東京方面上り線からのOUT、運用時間は24時間、対応車種はETC車載器を搭載した車種(軽自動車等、普通車、中型車、大型車、特大車、対象車長：L=16.5m以下)、計画交通量 1,900台/日の二期工事との説明を受け、地域からも要望されていることを確認した。

(1) 計画について

- ア、当該工事の決裁手続きは、設計承認願に基き決裁しているとの説明を受け、原本及び関係書類を確認した。また当工事は平成30年度の二期工事で、次年度には最終三期工事も予定されている。地権者・地区区長会等には説明会が開催されており、利用者にとって安全・安心な生活環境を維持する上で適切な計画であると判断した。
- イ、同じ敷地内に用地買収された民間発注のリコーの工場解体工事(以下「民間解体工事」という。)と当該工事があるが、区域指定・日程指定・出入り口指定等で各工事が重複しないように災害発生防止調整協議の為、民間解体工事とが近接する場合は民間解体工事の安全協議会に参加して、工事を進めていたとの説明を受けた。打合せ記録等書類による確認はできなかったが、進め方は適切であった。
- ウ、地元住民に対する事前説明会や市民に対する説明は、勉強会・準備会・地区連絡協議会等合わせて7回開催され、適切に実施しているとの説明を受けた。なお工事説

明会（平成 27 年 2 月 5 日 会場：富士岡支所 出席者：富士岡地区各区長・支所長）の議事録・次第を確認した結果、適切であった。

- エ、工事コストの縮減については、同時発注の東名高速道路下り線駒門PAスマートIC取り付け工事への盛土材として残土の流用約 1,000 m³を実施して運搬コストのコストダウンを図った。将来の維持ランニングコスト縮減については、背後地を舗装することにより、除草費用の削減を検討していると説明を受けた。コスト縮減について取組んでおり、適切であることを確認した。

（2）設計について

- ア、工事期間の算定は、「静岡県標準歩掛により、工事金額及び工種にて工期をルールにより算出し、関連工事の日程等をプラスして算定している」との説明を受け、適切であることを確認した。

- イ、特記仕様書作成については、昨年度から指摘・指導されており発行を検討しているが、御殿場市としてまだ決定していないと工事検査室検査監から説明を受けた。

当該工事については、技術的特殊仕様はないが、残土捨場・交通整理人の人数・施工ヤードでの民間解体工事との時期的重複・NEXCO中日本との調整状況等は特記仕様書で入札者全員に情報提供・開示が必要と思っている。

一般的に土木工事は、施工環境、施工時期、施工内容及び関連工事との関連等が各々異なるものであって、標準仕様書では解決できない個別の条件が存在していることを認識して発行されるものである。

静岡県土木工事共通仕様書及び当該設計内訳書に準拠すれば、ほぼ設計の意図を理解し施工できるものと推測できるが、解決できない事例を挙げると、用地未解決に係る地権者への配慮事項、作業場を同一とする関連工事の関係、残土捨場が少なく距離・位置表示が特定できない場合の修正変更処置、交通整理人等に対する人工清算処理、仮囲い設置に伴う一般車両の通行に関する注意事項等が挙げられる。これらについて分かり易く記載し、請負業者に情報開示することは、工事を積算する上で重要な要素である。

特殊の仕様は少ないから特記仕様書を発刊する必要がないのではなく、当該特記仕様書に特別記載事項が無い場合でも、特別記載事項無と記載することも提案する。今後、貴市・部署・課で早期に特記仕様書発刊を決定され、特記仕様書に、工事施工上で重要な要素を判り易く開示していただきたい。

- ウ、設計委託は、設計の主な図書及び基準等について説明を受け、基準類契約書を確認し、適切であることを確認した。

(3) 積算について

ア、積算に使用した主な図書及び基準について説明を受けた内容を以下に示す。

土木工事標準積算基準書・静岡県交通基盤部・平成 29 年

イ、歩掛り及び単価について説明を受けた内容を以下に示す。

静岡県建設資材単価・建設物価・積算資料・見積り・平成 30 年

ウ、設計書作成における積算根拠・数量・金額等のチェック体制について説明を受けた。

設計内訳書の照査は、積算者以外の職員がチェックを行っているという説明を受け、原本を確認した。

エ、業者見積価格について説明を受けた。3 社から見積りを徴収し、3 社の平均値で単価を決定しているという説明を受け、3 社から見積りを徴収し、平均値の単価で決定していることを確認した。

オ、金抜き設計図書は入札公告とともにホームページで開示されており、設計者の意図も確認できているという説明を受け、資料を確認した。

上記アからオの項目については、全て適切であった。

(4) 契約について

ア、入札公告から入札までの期間は設計金額により異なるが、法律で定められた期間（15 日以上）であることを確認した。

イ、入札方式の制限付き一般競争入札の決定は、文書番号 30 御総管第 403 号にて起案、平成 30 年 7 月 24 日に決裁され、13 社が応札した。入札及び落札が適正に行われたことを落札者決定資料により確認した。

ウ、契約書は、契約金額が 5 千万円を超え 1 億円以下のため、当該契約書には、3 万円の収入印紙が貼付され、受注者により消印されていることを確認した。

エ、監督員通知書を、契約日の平成 30 年 8 月 24 日で発行されていることを確認した。

オ、履行保証、前払金保証とも東日本建設業保証株式会社の保証証書により確認した。

又工事保険加入も A I U 損害保険株式会社の保険証券により確認した。

上記アからオの項目については、全て適切であった。

(5) 施工及び施工管理について

1) 書類関係

ア、「施工計画書」は、設計図、仕様書(特記仕様書作成・御殿場市では現在不採用)及び金抜き実施設計書等に基づき、当該工事を施工するための基本を示すものである。

受領する際は、設計者の意図及び設計内容を照査し、万一設計意図に合致しない部分があれば、適正に是正を求めることが必要なので、十分留意して頂きたい。

イ、当該工事において提出されている「施工計画書」の内容を確認した。これらは、設計図書等（静岡県土木工事標準仕様書及び施工関係基準を含む）に基づき作成されているとの説明を受けた。この施工計画書に従って工事を進めていけば、標準的な品質・出来形が得られるものと推測できる。

なお、以下の点について対応すると、内容がより明瞭となるので今後指導するときの参考にして頂きたい。

- ① 「施工計画書」の各ページに番号を付与し、目次には各項目のページ番号で分かりやすく仕分けするような指導をしてほしい。当書は、工事の施工を計画的に進めるために頻繁に参照されるものであり、参照しやすい資料及び監督員が内容確認をする資料としてもページは付与するよう指導・検討されたい。
- ② 2. 計画工程表については、進捗率の折れ線グラフは記入されているが、各工事項目の施工時期等の横線グラフが記入されていない。どのように進捗率を計算したのか、辻褄の合う工程表と差し替えて指導されたい。
- ③ 3. 現場組織表については、店社の組織表を追加し、現場だけで工事をするものではなく当工事への店社の関わり合いも追加するよう指導されたい。
- ④ 6. 施工方法については、構造物撤去工において、同一の作業場所で、用地買収に伴う民間解体工事地上部構築物撤去作業が遅れ、本体工事の開始に苦勞されたとの説明を受けた。当該工事には特記仕様書は無く、監督担当者・請負施工者が他工事協議会等に参加して、相互間調整をしたが記録は残っておらず、適切な施工時期・施工ヤードを設定して工事を進めたと聞いた。結果的に安全関係のトラブル支障は発生していなかったが、特記仕様書で同一箇所どの工事の誰を統括責任者に指名にするかは明確にされておくべきであったと思う。
- ⑤ 7. 施工管理計画については、主要材料承認願は3回に分けて提出され承認されていた。BOX関係資材の搬入検査も確認した。工事打合せ記録としては11月19日付でプルフローリングによる路盤確認の協議書で路盤入れ替え範囲の変更を確認した。工事指示書もNEXCOからの路盤材量変更等の指示を3回確認した。月報として12月末の進捗を確認した。施工品質検査等には立ち会っているが、施工会社から書類が提出されてこないの、何時・何処で・何の検査をしたのか記録がない。このような場合、静岡県で既に採用している施工プロセスチェックの点検表を使用すれば、監督員の立会い・検査業務の立会日付等を記載できる書式があるので、上記記録も簡単に確認でき、抜けている検査のチェックリストにもなるもので、採用を検討されたい。
- ⑥ 8. 安全管理については、安全施工サイクルで毎日のサイクル(安全朝礼、危険予知訓練(以下「KY」という。))・毎週のサイクル(週間工程、一斉片付等)・

毎月のサイクル(安全大会、安全衛生協議会)、随時行う新規入場者教育、施工手順説明等の項目が記載されていない。又現地には施工体制表の表示はあったが、上記指摘事項とともに追加記載するよう指導・検討されたい。

- ⑦ 9. 緊急時の体制及び対応については、東海地震という記述が、昨年11月から南海地震の一部と表現されるようになってきているので、表現変更を指導されたい。以上細かい指摘はあるが、これからの施工計画書として参考になる事項があれば、是非参考にして欲しい。

ウ、工程の進行状況について聞き取りを行ったが、計画と実施が毎月管理されており今後竣工までの間に、特に問題がないことを確認した。

2) 現場管理関係

ア、工事現場掲示物について調査し、建設業の許可票、建設業退職金共済制度加入済証、労災保険成立票及び施工体系図等を確認し、いずれも適切に掲示されていると判断した。

イ、工事技術調査実施日は管渠工C-BOX-B800-H800の施工作业中であり、作業状況を確認した。当該工事の作業下請け業者のKYは掲示されていた。新規入場者・雇入れ時教育、安全朝礼、KY、現場巡視等の安全日誌、安全打合せ、休憩、毎週の安全衛生協議会、毎月初めの安全大会、毎月月末の災害防止協議会、健康診断自己申告、店社安全パトロール等、安全書類の全ては確認できなかったが、完成検査までには書類は整備できるという説明を現場代理人より受けた。記録写真で上記記載事項は実施しているものとある程度確認はできた。但し監査を受ける為の現地体制ではなく、店社の関りも指導・検討されたい。

ウ、立ち入り禁止柵及び看板等の設置状況を確認した結果、特に問題はないと判断した。

エ、マニフェスト類は、電子扱いの処理方式を採用しており、記録を確認し、適切に処理されていると判断した。

(6) 設計変更及び検査等について

ア、現時点で設計変更は行っていないが、指示書及び協議書でのやり取りの記録確認をしているので、最終的に変更手続きをされるとの説明を受け、適切であると判断した。

(7) その他

ア、監督員は、静岡県仕様の「施工プロセスチェックリスト」等を利用すると、管理する項目と日付が明確になるので、今後利用・検討されたい。

4. まとめ

以上、各項目の技術的調査内容について記述したが、特に下記の事項について留意されたい。

- ① 特記仕様書の書式発刊を早急に検討すること。
- ② 施工計画書の内容確認と不足資料の追加指導及び確認をすること。
- ③ 施工プロセスチェックリストを活用・検討すること。

以 上